

# 公開型GISシステム構築及び公共物図面デジタル化業務

## 特記仕様書

令和7年4月

山辺町 建設課

第1章 総則	1
1.1 適用	1
1.2 目的	1
1.3 業務概要	1
1.4 業務期間・契約形態	2
1.5 権利	2
1.6 資料の貸与と使用制限適用	2
1.7 契約終了後の処理	2
1.8 準拠する法令等	3
1.9 情報セキュリティポリシーの遵守	3
1.10 契約不適合責任	3
1.11 損害賠償等	3
第2章 業務計画管理要件	4
2.1 基本要件	4
2.2 実施体制構築要件	4
2.3 実施工程表作成要件	4
2.4 打合せ協議	4
第3章 システム構築要件	4
3.1 構築要件	4
3.2 共通要件	5
3.3 公開型 GIS 要件	5
3.4 統合型 GIS 要件	6
3.5 現地調査支援 GIS 要件	7
第4章 データ調達・搭載要件	8
第5章 情報セキュリティ対策要件	10
第6章 教育要件	12
第7章 システム保守要件	12
第8章 運用支援要件	13
第9章 成果品	14

# 第1章 総則

## 1.1 適用

本仕様書（以下、「仕様書」という。）は、山辺町（以下、「発注者」という。）が発注する公開型GISシステム構築及び公共物図面デジタル化業務（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

※公共物図面とは、山辺町公共物管理条例第2条で定義する公共物のうち「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律87号）により市町村に譲与された法定外公共物に係る国有財産の紙に印刷された図面をいう。

## 1.2 目的

当町は、少子高齢化の進行や自然災害の激甚化といったまちづくり・防災における複合的な課題に対応するため、町民や事業者への正確かつ効果的な情報提供が求められている。そこで本業務では、町民や事業者が利用できる「公開型GIS」により、庁内の地理空間情報を公開することで、町民と協働の防災対策や行政サービスの利便性向上を実現する。

また、職員等が容易に庁内端末で各種地理情報等を閲覧及び作成・更新できる「統合型GIS」と現地調査等の情報を照会・登録して統合型GIS等との連携を可能とする「現地調査支援GIS」を導入・運用することにより、更なる行政サービスの向上と業務効率化を図ることを目的とする。

本システムに蓄積された空間情報をオープンデータ化することにより、ICTを活用したまちづくりの推進、質の高い行政サービスを提供するための部署間の情報共有の促進、業務効率化を図っていく。

## 1.3 業務概要

- (1) 業務計画管理
- (2) システム構築
  - ・ 利用環境の構築・設定・検証（公開型GIS、統合型GIS及び現地調査支援GIS）
- (3) 資料収集
  - ・ 既存システム等から抽出したデータの搭載
  - ・ 地図データ等の調達・搭載
  - ・ 公共物図面の台帳データ等の整備・搭載
- (4) 情報セキュリティ対策
- (5) 教育
  - ・ 各種マニュアル作成
  - ・ 操作研修
- (6) システム保守
- (7) 運用支援

#### 1.4 業務期間・契約形態

##### (1) 業務期間

###### ① システム導入

「1.3 業務概要」の(1)から(5)までのすべてを契約締結日から令和8年2月27日（金）までに完了させ、完了検査を受けること。

###### ② 本システムの提供

本システムの本稼働は、令和8年3月2日（月）からとし、本稼働前に仮運用期間を設けること。

###### ③ システム保守・運用支援

「1.3 業務概要」の(6)及び(7)の契約期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間を基本とする。ただし、システム導入年度のシステム保守・運用支援については、システム導入の一部として実施し、仮運用開始日から令和8年3月31日まで行うこと。

##### (2) 契約形態

本業務の契約は、システム導入とシステム保守・運用支援を合わせて締結する。

#### 1.5 権利

本業務による成果品の著作権・所有権は、本業務において使用するソフトウェアの著作権（受注者が著作権を保有するソフトウェア以外のソフトウェアの著作権を含む。）を除き、全て発注者に帰属するものとする。

#### 1.6 資料の貸与と使用制限適用

(1) 発注者は、本業務において必要と認める資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、その保管及び取り扱いについて、亡失、汚損、破損等のないように万全の注意を払うものとし、使用後は速やかに返却するものとする。

(2) 受注者は、資料を借用する都度、発注者に借用書を提出するものとする。

(3) 受注者は、借用した資料に関して、第三者にその内容が漏洩することのないように取扱い、保管にも留意するとともに本業務の目的以外に使用してはならない。また、本業務の実施上必要があっても発注者の承諾を得ずに複写してはならない。

#### 1.7 契約終了後の処理

契約が満了し、本システムの利用を更新しないことになった場合、受注者は発注者が指定する日までに全てのデータを原則としてshape形式にてデータ定義書とともに発注者に提供すること。また、発注者が他事業者等のシステムへ移行することとなった場合には、確実にシステムの移行ができるように発注者及び移行後の業者と誠意を持って調整を行うこと。

本システムを更新せず、契約が終了する場合には、受注者は発注者から入手した情報資産

の返還及び保管するすべてのデータを抹消することにより復元不可能な状態にしたことを契約終了後、速やかに書面で発注者に通知すること。

#### 1.8 準拠する法令等

- (1) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年5月30日法律第63号）
- (2) 地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月18日閣議決定）
- (3) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号、最終改訂：令和元年6月14日）及び同施行規則
- (4) 国土交通省公共測量作業規定（平成28年3月31日国国地第190号）及び同作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成28年3月31日一部改正）
- (5) 統合型GIS推進指針（平成20年3月 総務省）
- (6) 地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン（平成22年4月 総務省）
- (7) 電子自治体の取組みを加速するための10の指針（平成26年3月24日 総務省）
- (8) 地域情報プラットフォーム標準仕様（APPLIC-0002-2019）
- (9) その他
  - ① 地方自治法
  - ② 山辺町情報公開条例
  - ③ 山辺町個人情報の保護に関する法律施行条例
  - ④ 山辺町財務規則
  - ⑤ 山辺町契約に関する規則

#### 1.9 情報セキュリティポリシーの遵守

受注者及び業務従事者は、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いように徹底した管理を実施することとし、本業務において知り得た情報に関する秘密、その他、町の事務に関する秘密事項等を第三者に漏洩してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

受注者は、本業務の履行及び成果について、品質確保及びセキュリティ環境対策、情報管理の徹底を行うこととし、以下の認証・認定を受けているものとし、その履行を証明できる資格として以下の証明書の写しを提出するものとする。

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| (1) 情報セキュリティマネジメントシステム | : ISO/IEC 27001 |
| (2) 個人情報マネジメントシステム     | : JIS Q 15001   |

#### 1.10 契約不適合責任

成果品の納入後2年間を保証期間とし、保証期間内に契約内容を満たしていないことが判明した場合には、受注者の責任において関連する項目を再検証し、不良個所を修正しなければならない。但し、成果品納入後2年を経過した後でも、特に重要な瑕疵がある場合には、さらに1年間の責任が継続するものとする。なお、これに係る費用は受注者の負担とする。

#### 1.11 損害賠償等

受注者は、本業務履行中に生じた事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発生原因、経過、被害等の内容を速やかに発注者に報告するものとする。

## 第2章 業務計画管理要件

### 2.1 基本要件

- (1) 本業務を確実に履行するため、実施方針、実施体制及び実施工程を含む業務計画を作成するとともに、必要な資料の収集・整理を行うこと。
- (2) 本業務が円滑に遂行できるように工程管理、進捗確認、課題管理等の業務全体の管理を行うものとする。

### 2.2 実施体制構築要件

- (1) 受注者は、本業務が適正に遂行される業務実施体制を構築すること。なお、本業務の再委託は認めない。
- (2) 本業務の実施体制については、管理技術者及び照査技術者を指定し、様式10及び様式11に所有資格及び業務経歴等を記載するとともに、資格証明書等の写しを添付して提出すること。ただし、業務経歴は、令和元年度から本件委託の公告日時点までに元請けとして成果品の引渡し完了した業務とする。

① 管理技術者指定通知書（様式10）

② 照査技術者指定通知書（様式11）

### 2.3 実施工程表作成要件

- (1) 受注者は、業務の進捗管理を円滑に行い、かつ、業務を期間内に確実に完了させるため実施工程表を作成すること。
- (2) 実施工程表は、わかりやすくかつ具体的な内容とすること。

### 2.4 打合せ協議

- (1) 受注者は、発注者と協議又は打合せを行った際は、速やかに協議記録又は打合せ記録を作成し、発注者の確認を受けなければならない。
- (2) 打合せについては、必要に応じて随時実施するものとする。

## 第3章 システム構築要件

### 3.1 構築要件

本システムは、町民等がインターネットを用いて町が公開する防災情報等を閲覧できる「公開型GIS」と総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続された庁内PC端末において利用する「統合型GIS」及び統合型GISを支援する「現地調査支援GIS」により構成するものとする。

また、各システムは連携してデータを一元的に管理・運用する仕組みでなければならない。

### 3.2 共通要件

- ・ わかりやすく、操作性に優れたシステムであること。
- ・ 簡便でわかりやすい操作体系と機能により、常に操作マニュアルを見なくても利用可能なインターフェースであること。
- ・ 表示画面上の項目配置や色使い等、利用者誰もが使いやすいユニバーサルなデザインであること。
- ・ 定期的なバージョンアップにより、運用期間中に公開される各OSやブラウザの最新バージョンに追加費用なしで速やかに対応し、常に最適な状態で利用できること。
- ・ インターネット接続系とLGWAN接続系の両環境間でファイル転送等の通信を行う場合は、両環境間を分離した上で、安全が確保された通信のみを許可する仕組みであること。
- ・ サービスや情報セキュリティにおけるインシデントやアクシデント等によりデータが消失・利用不可能となった場合、バックアップデータから復元が可能であること。
- ・ システムデータの保護のため、バックアップや二重化等の措置を講じるなどして、障害発生時にシステムの早期復旧が可能となる仕組みとすること。

### 3.3 公開型GIS要件

#### (1) 基本要件

- ・ 公開型GISはInternet-ASP方式の形態で運用すること。
- ・ パソコン、タブレット、スマートフォン等を利用して、町民等が各種情報（道路、町の公共施設や災害情報等の情報）を地図上で閲覧できる仕組みにより、町民のアクセシビリティの向上が図られるシステムとして提供すること。
- ・ 一般的なパソコン等が有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとし、利用に際し、事前に特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを必要としないこと。

#### (2) 利用環境要件

##### ① 利用端末

インターネット接続が可能な以下の仕様のパソコン、タブレット、スマートフォン等のモバイル端末で利用可能であること。また、運用期間中に販売される主要な機種においても、追加費用なしで利用可能となるよう速やかに対応できること。

項目	内容
Webブラウザ	Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chrome
OS	Windows10以降、Android11以降、iOS14.8以降

##### ② ライセンス

利用するクライアント数に制限がないこと。

#### (3) 機能要件（公開型GISモデル仕様書）

本業務は、内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用するため、デジタル地方創生サービスカタログ（2024年冬版）「TYPE1 Plus」の対象サービス（地理情報システム（GIS）の活用）に掲載されているサービスであること。また、「デジタル庁モデル仕様書（公開型GIS）」に示す必須機能（「別紙1 機能要件【公開型GIS モデル仕様書】機能一覧」）を全て満たしていること。

(4) 設定要件

- ・ インターネットにて利用する際の、ウェブ上の画面デザインの設定を行うこと。
- ・ 公開型GISにおいては、地図画面にアクセスする前段において利用上の注意、利用条件等の表示設定を行うこと。なお、利用上の注意、利用条件等は、受注者が原案を作成し、発注者と協議の上、決定すること。
- ・ 別紙4に示す一覧のうち庁外公開できるデータは公開型GISに搭載すること。

3.4 統合型GIS要件

(1) 基本要件

- ・ 統合型GISにおいて使用される情報は、個人情報や課税情報を含むことから、LGWAN-ASP方式の形態で運用すること。
- ・ 提案する製品は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のLGWAN-ASPサービスリストに登録された製品で、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）による地域情報プラットフォーム準拠登録製品一覧表（APPLIC-0002-2019～APPLIC-0002-2024）におけるGISユニットにも登録された製品であること。
- ・ 提案する製品は、カスタマイズを要しないパッケージシステムであること。
- ・ データの正当性を担保するため、IDとパスワードによるユーザ認証とユーザの操作権限設定の仕組みを有すること。
- ・ A4・A3・A1・A0サイズの印刷ができること。
- ・ データバックアップについて、日次・週次等適切な時期に実施できる機能を有すること。
- ・ アクセスログを適切に取得・保管・分析することが可能であり、かつ問題の検知や原因究明をアクセスログから行えること。
- ・ アプリケーションは、受注者が開発したものを基本とするが、オープンソースソフトウェアの利用は妨げない。ただし、第三者の著作物を含む場合にライセンス費用の発生する可能性を持つものの利用はないこと。
- ・ 職員が統合型GISで作成したレイヤを公開型GISに速やかに公開できるシステムであること。

(2) 利用環境要件

① 利用端末

庁内のLGWANに接続された既存端末全て（約40台）で利用可能であること。なお、既存端末の標準仕様は以下のとおりとする。

項目	標準機
----	-----

Webブラウザ	Microsoft Edge・Google Chrome
OS	Windows10以降
CPU	インテルCore™ i5-6300U (2.4GHz) 以上
メモリ	4 GB

- ② ライセンス  
同時接続ライセンスの下限は下記のとおりとする。

ライセンス	同時接続
統合型GIS	10

- ③ ネットワーク環境  
本町の既存LWANネットワーク(100Mbps) で円滑に利用可能であること。

(3) 機能要件

「別紙2 機能要件【統合型GIS】機能一覧」にある機能を全て満たすものとする。ただし、別機能により要件を満たすことが可能な場合は、企画提案書に記載のうえ、プレゼンテーションの中で説明を行うこと。

(4) 設定要件

- ・システムへのアクセス時に認証するためのユーザID及びパスワードを設定すること。
- ・発注者の指示に基づき、権限設定（閲覧・編集・出力等）を行うこと。
- ・地図検索（町字地番検索・目標物検索・住宅地図検索）の設定を行うとともに、検索に必要なデータの整備を行うこと。
- ・「別紙6 移行データ一覧」に示すデータと調達した住宅地図データは、統合型GISに搭載すること。

3.5 現地調査支援GIS要件

(1) 基本要件

- ・現地調査支援GISは、Internet-ASP方式の形態で運用すること。
- ・平時の道路パトロールや災害時における被災状況調査のほか、様々な業務で行う現地調査に利用可能なサービスとして、統合型GISに搭載するレイヤとのリアルタイム連携が可能なシステムとして提供すること。
- ・ブラウザで動作し、専用のソフトウェアやプラグインのインストールを必要としないこと。
- ・タブレット、スマートフォン等のモバイル端末の特性を十分に活用できること。
- ・アプリケーションは、受注者が開発したものを基本とするが、オープンソースソフトウェアの利用も妨げない。ただし、第三者の著作物を含む場合にライセンス費用の発生する可能性を持つものの利用はないこと。

(2) 利用環境要件

① 利用端末

インターネット接続が可能な以下の仕様のパソコン、タブレット、スマートフォン等のモバイル端末で利用が可能であること。

端末	項目	仕様
iPhone、iPad	Web ブラウザ	Safari
	OS	iOS
Android	Web ブラウザ	GoogleChrome 又は Microsoft Edge
	OS	AndroidOS
Windows	Web ブラウザ	GoogleChrome 又は Microsoft Edge
	OS	Windows10 以降

② ライセンス

同時接続ライセンスの下限は下記のとおりとする。

ライセンス	同時接続
現地調査支援システム	5

(3) 機能要件

「別紙3 機能要件【現地調査支援GIS】機能一覧」にある機能を全て満たすものとする。ただし、別機能により要件を満たすことが可能な場合は、企画提案書に記載のうえ、プレゼンテーションの中で説明を行うこと。

(4) 設定要件

- ・ システムへのアクセス時に認証するためのID及びパスワードを設定すること。
- ・ 平時の道路パトロールや災害状況調査を含む4業務分野以上の現地調査を想定した設定を行うこと。想定する業務分野や内容を企画提案書に記載すること。

## 第4章 データ調達・搭載要件

### 4.1 位置座標定義要件

データの位置座標は次の定義に従うこと。

- (1) 準拠する測地系 : 測地成果2011
- (2) 平面位置の座標系 : 平面直角座標第X系
- (3) 垂直位置の座標系 : 東京湾平均海面を基準とする標高

### 4.2 データ整備要件

- (1) 受注者は、「別紙4 整備データ一覧」に示す仕様に基づきデジタル化を行うものとする。
- (2) 受注者は、発注者が貸与する法定外公共物台帳(平野部)及び法定外公共物台帳(山間部)

として紙に印刷されて綴られている公共物図面を基にデータを整備することとし、要件は以下のとおりとする。

ア 対象範囲及び数量

- ・ 公共物図面台帳特定図面数：562
- ・ 公共物図面一覧表数：300

イ 業務内容

本業務は以下の項目を基本とするが、これ以外に必要となる作業がある場合は、追加して提案すること。

- ・ 計画準備・資料収集整理
- ・ 公共物図面一覧表スキャニング
- ・ 公共物図面特定図面スキャニング
- ・ 公共物図面一覧表ファイル名整理
- ・ 公共物図面特定図面ファイル名整理
- ・ 公共物図面索引図データ作成
- ・ 公共物図面図郭番号データ作成
- ・ 公共物図面特定図郭割番号と公共物図面特定図面番号ファイル名のリンク
- ・ 公共物図面特定図郭割番号と公共物図面特定図面番号ファイル名のリンク点検

ウ 作業項目

- ① 計画準備・資料収集整理
  - ・ 作業書の作成
  - ・ 資料の収集及び整理
- ② 公共物図面一覧表スキャニング
  - ・ 公共物図面一覧表のスキャニング作業
- ③ 公共物図面特定図面スキャニング
  - ・ 公共物図面特定図面のスキャニング作業
- ④ 公共物図面一覧表ファイル名整理
  - ・ 公共物図面一覧表のファイル名の作成・整理
- ⑤ 公共物図面特定図面ファイル名整理
  - ・ 公共物図面特定図面ファイル名の作成・整理
- ⑥ 公共物図面索引図データ作成
  - ・ 発注者が貸与する公共物図面索引図を基に図郭割データの作成
- ⑦ 公共物図面図郭番号データ作成
  - ・ 公共物図面図郭番号データの入力・作成
- ⑧ 公共物図面特定図郭割番号と公共物図面特定図面番号ファイル名のリンク
  - ・ 公共物図面特定図郭割番号と公共物図面特定図面番号ファイル名とのリンクの設定

- ⑨ 公共物図面特定図郭割番号と公共物図面特定図面番号ファイル名のリンク点検
  - ・公共物図面特定図郭割番号と公共物図面特定図面番号ファイル名のリンク設定等のチェック
- ⑩ その他
  - ・「イ 業務内容」で追加提案された作業

#### 4.3 データ調達・搭載要件

データ搭載要件は以下のものとする。

- (1) 「別紙5 公開型GISデータ一覧」に示すデータは、必要な調整及び設定（図形表現、属性項目・表示順序、ファイル関連付け等）を行い、公開型GISに搭載すること。
- (2) 「別紙6 移行データ一覧」に示すデータは、必要な調整及び設定（図形表現、属性項目・表示順序、ファイル関連付け等）を行い、統合型GISに搭載すること。
- (3) 発注者は、公開型GIS及び統合型GISに搭載するデータを、汎用的なデータ形式（Shape形式、csv形式等）で受注者に貸与する。
- (4) 受注者は、住宅地図データを調達し、統合型GISに搭載すること。また、住宅地図の同時上限ライセンス数を超えた場合は、住宅地図を選択・表示できないように設定すること。調達する住宅地図データは下記のとおりとする。

名称	接続方式	契約方式
住宅地図 (ゼンリン Z-map TOWN II)	利用可能総端末方式 (同時 10台とする。)	買取り方式

- (5) 受注者は、前項までの各種データがシステム上で適切に表示されるかを検証し、発注者にデータ検証結果を報告すること。データ検証の結果、不適切なデータが確認された場合は、元データの不備によるものか、受注者の不手際による問題かを調査したうえで、発注者と協議を行い、対応方法を決定するものとする。
- (6) 受注者は、具体的かつ確実なデータ搭載スケジュールを発注者に提示し、該当データの移行を提示した期限までに完了するものとする。

## 第5章 情報セキュリティ対策要件

### 5.1 セキュリティ対策要件等

セキュリティ対策要件等は以下のとおりとする。

- (1) セキュリティ対策要件
  - ・第三者による不正アクセスや、情報改ざんされないように必要なセキュリティ措置を講じること。
  - ・本システムのサーバ OS のセキュリティパッチは、システム構築時の最新版を適用する

こと。また、システム導入後も新たにリリースされるセキュリティパッチを速やかに適用すること。

- ・ 本システムのサーバへウイルス対策ソフトを導入すること。

## (2) データ保護要件

- ・ 誤操作等による重要データの消去を避けるために必要な対策措置を講じること。
- ・ 本システムのデータについては、サービスや情報セキュリティにおけるインシデントやアクシデント等に備え、日次・週次等適切な頻度でバックアップを実施すること。

## (3) アクセス管理要件

- ・ 統合型GISは、データのアクセス権限を持つ職員のみが利用できる仕組みとすること。
- ・ 公開型GISは、個人及びグループ単位でアクセス権限の異なる管理用アカウントを作成することとし、管理用アカウントはデータ公開・非公開設定やパスワードの再設定が可能であること。
- ・ システム管理機能にてアクセス権限を付与し、かつ更新できるものとする。
- ・ 不正アクセス、システム障害等について、その原因究明のために必要な証跡（ログ等）を記録すること。

## 5.2 データセンター要件

データセンター要件は以下のとおりとする。

### (1) 基本要件

- ・ 日本データセンター協会が制定する「データセンターファシリティスタンダードティア2以上」の基準項目に適合していること。
- ・ 水没や浸水の恐れがないこと。

### (2) 施設要件

- ・ データセンターは日本国内に立地していること。
- ・ 防火対策を実施していること。
- ・ サーバ室において、煙感知器、ガス消火器等を設置していること。
- ・ 建築基準法に基づく避雷針機能の設置を実施していること。
- ・ 無停電電源装置や自家発電装置等により停電時においても無瞬断でサーバ等へ電力供給が可能であること。
- ・ サーバは床等に固定されているラックに格納すること。

### (3) セキュリティ対策要件

- ・ 有人によるビル入退室管理をしていること。
- ・ 技術員（保守員）が24時間365日体制で常駐していること。
- ・ 機器監視による物理的侵入対策、不正アクセス自動監視を24時間365日実施していること。
- ・ サービスを提供するサーバは冗長化し、サーバ本体の故障時にも、他のサーバにある環境に切り替え、継続運用する高可用性を確保すること。

- ・ データバックアップについて、日次・週次等適切な時期に実施できる機能を有すること。

## 第6章 教育要件

### 6.1 教育要件

教育要件は以下のとおりとする。

#### (1) 利用者マニュアル作成要件

- ・ 利用者（職員、町民等）向けの操作マニュアルを作成すること。
- ・ 初心者でも理解しやすいように利用できる機能の説明をわかりやすく記述し、機能毎に操作の手順、入力方法などを明確に記述すること。
- ・ 特殊な用語を使う必要がある場合は、巻末等に用語の説明文を用意すること。
- ・ 利用者マニュアルの内容に変更が生じた際には、その都度改訂し納品すること。

#### (2) 管理者マニュアル作成要件

- ・ 本システムに関してシステム管理者が行うべき作業（ユーザ登録・変更・削除、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得・閲覧など）の定義及び運用ツール等の操作方法について併せて記述すること。
- ・ 障害発生時における必要な対処方法などについて、専門的な知識がなくとも理解できるようわかりやすく記述し、これを管理者マニュアルに含めること。
- ・ 管理者マニュアルの内容に変更が生じた際には、その都度改訂し納品すること。

#### (3) 操作研修要件

- ・ 本システムの研修を実施すること。研修の形態は原則として集合研修とし、システム本稼働開始前に実施すること。
- ・ 効果的な操作研修会の企画を検討して実施すること。

#### (4) 仮運用要件

- ・ 受注者はテスト計画を立案し、当該計画に基づいた仮運用を実施し、本稼働前に各種調整を実施すること。
- ・ 本稼働に向けて、確認項目等を協議したうえで職員による仮運用期間を定めて、実施すること。また、受注者は仮運用期間中の運用支援を適切に実施すること。
- ・ 仮運用の結果により、システムや搭載データの修正が必要となった場合は、本稼働開始前までに必要な対応を完了させ、再検証を実施すること。

## 第7章 システム保守要件

### 7.1 システム保守要件

- (1) 本システム導入後、安定したシステム稼働を維持するためにシステム保守を行うこと。

(2) 本システムの稼働、システム保守に関する問合せ、障害対応、定期保守等について次のとおり実施・対応することとする。

項目		内容	設定値
システム稼働	稼働時間	サービスの提供時間	原則 24時間365日
	稼働率	サービスの提供時間のうち、実際に利用可能な時間の割合	99%以上
	計画停止事前通知	メンテナンス等の一時的サービス停止時の事前通知	2週間前までに通知する
問合せ対応及び障害対応		電話受付時間 (電話による問合せ受付・回答)	原則、平日 8:30～17:15 (土・日・祝日及び12/29～1/3を除く)
		メール受付時間 (メールによる問合せ受付・回答)	原則 24時間365日
定期保守	バックアップ	差分データ	1回/週
		フルデータ	1回/月
	組織変更対応	ユーザ情報、ユーザ権限のマスタテーブルの設定変更	1回/年
	公開型GISデータ更新	「別紙5 公開型GIS搭載データ一覧」に示す対象データの更新	1回/年
	統合型GISデータ更新	①地番図データの更新 ②道路台帳図データの更新 ③下水道台帳図データの更新 ④避難行動要支援者データの更新	1回/年
	アクセスログ収集・解析	アクセスログを収集・解析し内容を報告書にまとめて提出	1回/年
	システムログ収集・解析	システムログを収集・解析し、エラー情報の把握や必要に応じてUI/UXの改善を提案	1回/年

(3) システム稼働率について、数値表現によるサービス品質基準を協議の上、サービスレベル合意書 (SLA) を締結すること。

## 第8章 運用支援要件

### 8.1 運用支援要件

(1) 運用中に発生した疑義や問題、課題に関する問合せについて次のとおり対応することとする。

項目	内容	設定値
問合せ対応	電話受付時間 (電話による問合せ受付・回答)	原則、平日 8:30～17:15 (土・日・祝日及び12/29～1/3を除く)

	メール受付時間 (メールによる問合せ受付・回答)	原則 24時間365日
--	-----------------------------	-------------

- (2) システムのマニュアルに変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂し、納品すること。
- (3) 「別紙5 公開型GIS搭載データ一覧」に示す公開型GISに搭載したデータのうち、更新が発生した対象データのレイヤ入替作業を行うものとする。なお、更新については年1回を基本とし、データは発注者が貸与するものとする。
- (4) 「別紙6 移行データ一覧」に示す統合型GISに搭載したデータのうち、下記に示すレイヤについてデータ更新を行うものとする。更新については年1回を基本とし、更新データは発注者が貸与するものとする。
  - ・地番図データ (Shapeファイル)
  - ・道路台帳図データ (Shapeファイル)
  - ・下水道台帳図データ (Shapeファイル)
  - ・避難行動要支援者データの更新 (Excelファイル)
- (5) 職員が統合型GISを利活用できるようにデータの整備方法や作成方法について、情報提供や技術支援を積極的に行うものとする。
- (6) 本システムの円滑な運用および利活用促進を目的とした「山辺町地理情報システム運用ガイドライン」の整備を行うこと。詳細な内容については協議の上、決定すること。
- (7) その他、最適と考えられる運用支援を積極的に行うこと。

## 第9章 成果品

### 9.1 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) システム利用環境       | 一式 |
| (2) システム使用权        | 一式 |
| (3) 住宅地図使用权        | 一式 |
| (4) 各種GISデータ       | 一式 |
| (5) 各種マニュアル        | 一式 |
| (6) 各種研修資料         | 一式 |
| (7) 協議記録簿、打合せ記録簿   | 一式 |
| (8) 作業報告書          | 一式 |
| (9) その他本業務で発生した成果品 | 一式 |